

平成29年2月6日付
鳥取県公報号外第5号別冊
(2 分 冊 の 2)

平成27年度決算に係る

財政的援助団体等監査結果報告書

平成29年2月

鳥 取 県 監 査 委 員

第 115 号
平成29年2月6日

鳥取県議会議長 齊木正一様
鳥取県知事 平井伸治様
鳥取県教育委員会委員長 中島諒人様

鳥取県監査委員 小林敬典

鳥取県監査委員 湯口夏史

鳥取県監査委員 山根朋洋

鳥取県監査委員 上村忠史

鳥取県監査委員 森 雅 幹

財政的援助団体等監査結果報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、平成27年度決算に係る財政的援助を与えているもの等（財政的援助団体等）の出納その他の事務の執行に関する監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり提出します。

目 次

第1 監査結果報告	
1 監査の概要	1
(1) 監査の対象及び着眼点	1
(2) 監査の実施方法	1
(3) 監査実施団体の数	1
(4) 監査実施期間	2
(5) 監査の執行者	2
2 監査結果	3
(1) 概 要	3
(2) 実施団体別の状況	4
ア 総務部所管団体	4
イ 地域振興部所管団体	5
ウ 観光交流局所管団体	6
エ 福祉保健部所管団体	7
オ 生活環境部所管団体	7
カ 商工労働部所管団体	8
キ 農林水産部所管団体	9
ク 中部総合事務所所管団体	9
ケ 西部総合事務所所管団体	10
コ 教育委員会所管団体	10
第2 監査意見	
1 総務部、地域振興部、観光交流局、生活環境部、商工労働部、農林水産部 補助金等事務について	
(1) 総務部、地域振興部、商工労働部、農林水産部 補助金等交付要綱の適切な作成について (財政課、人権局人権・同和対策課、交通政策課、スポーツ課、立地戦略課、 通商物流課、農業振興戦略監畜産課)	11
(2) 総務部、地域振興部、観光交流局、生活環境部 補助金等事務の適正な執行について (財政課、スポーツ課、まんが王国官房、環境立県推進課)	12
2 総務部、生活環境部 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区を除く。）の管理について （行財政改革局業務効率推進課、緑豊かな自然課）	13
参 考	
1 平成27年度決算に係る財政的援助団体等監査の実施団体一覧	14
2 平成27年度決算に係る財政的援助団体等監査の処置の概要	15
3 指摘の具体的基準について	16

第1 監査結果報告

1 監査の概要

(1) 監査の対象及び着眼点

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助を与えているもの等の出納その他の事務の執行に関する監査の実施に当たり、監査対象の団体及びその区分ごとの主な着眼点を次のとおりとした。

ア 出資団体

県が、資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人（以下「出資団体」という。）について、関係法令等を遵守し、出資団体の運営、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

イ 指定管理者

県が指定し、公の施設の管理を行わせている団体（以下「指定管理者」という。）について、関係法令等を遵守し、指定管理を行う上で公の施設の管理運営、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

ウ 補助金等交付団体

県が、原則として、国補助事業と県単独事業を合わせ全体として補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助（以下「補助金等」という。）を1,000万円以上交付している団体又は県単独事業で補助金等を500万円以上交付している団体（以下「補助金等交付団体」という。）について、関係法令等を遵守し、補助金等の交付の目的に沿って事業、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

(2) 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

ア 実地監査

監査実施団体に出向くことを基本とし、関係書類や事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取して行う監査

イ 書面監査

監査実施団体に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取して行う監査

(3) 監査実施団体の数

区 分	監査対象 団体の数	監査実施 団体の数	左の内訳	
			実地監査	書面監査
出 資 団 体	34	14	14	0
指 定 管 理 者	10	3	3	0
補助金等交付団体	202	24	8	16
合 計	246	41	25	16

注 団体の数は、出資団体が指定管理者又は補助金等交付団体となっている場合は出資団体とし、指定管理者が補助金等交付団体となっている場合は指定管理者としている。

(4) 監査実施期間

平成28年3月29日から平成28年12月9日まで

(5) 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員	こ ぼやし たかのり 小 林 敬典
同	ゆ ぐち なつ み 湯 口 夏史
同	やま ね ともひろ 山 根 朋洋
同	う えむら ただふみ 上 村 忠史
同	も り まさ き 森 雅幹

なお、地方自治法第199条の2（監査執行上の除斥）の規定により、監査委員小林 敬典は、公立大学法人公立鳥取環境大学、弓ヶ浜水産株式会社、一般社団法人鳥取県果実生産出荷安定基金協会、大山乳業農業協同組合、公益財団法人鳥取県畜産推進機構、鳥取県漁業信用基金協会、智頭町森林組合及び用瀬運送有限会社について監査を行っていない。

2 監査結果

(1) 概要

全体としてはおおむね適正に処理されていたが、一部の事務処理について不適正な事項があったので、その度合いが重大なもの又は著しく妥当性を欠くもの等を**指摘事項**として、その内容を公表するとともに、関係する部局長に対し、今後適切な取扱い若しくは改善を行うこと、又は該当する団体を指導するよう、文書により通知した。

なお、指摘事項の内容は、(2)の実施団体別の状況に記載している。

監査処置基準（抜粋）

指 摘	1 法令（条例、規則その他の規程を含む。以下同じ。）に違反したもの又は不当なもので、重大なもの
	2 著しく妥当性を欠くもの
	3 著しく不経済又は非効率なもの

また、次に掲げるものを**注意事項**として、関係する部局長に対し、是正し若しくは注意すること、又は該当する団体を指導するよう、文書により通知した。

ア 予算事務

予算を超えての執行その他予算事務手続の不適正

イ 収入事務

現金出納帳の未整備その他収入事務手続の不適正

ウ 支出事務

支払手続きの不備その他支出事務手続の不適正

エ 契約事務

契約書の未作成その他契約事務手続の不適正

オ 補助金等の執行に関する事務

実績報告書の金額等誤りその他補助金等に係る事務手続の不適正

カ 財産管理事務

物品取得手続きの誤りその他財産管理事務手続の不適正

キ その他の事務

勘定科目の未規定その他事務手続の不適正

(2) 実施団体別の状況

ア 総務部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
公益社団法人鳥取県人権文化センター 〔指定管理施設〕 ・人権ひろば21（指名）	平成28年11月7日	指定管理	9,858,380円
		補助金等	2,482,333円

注1 監査実施団体の所管部局は、団体の主たる業務内容を所管する部局で区分している。
なお、指摘事項のある団体については、所管する部局ごとに記載している。

注2 実施団体の欄の指定管理施設の名称は、「鳥取県（立・営）」の名称は省略している。
また、指定管理施設名に（指名）と記載しているのは、指名指定であり、記載のない施設は公募によるものである。

注3 実施日の欄に日付のみ記載している団体は実地監査を行った団体であり、日付とともに（書面監査）と記載している団体は書面監査を行った団体である。

注4 財政的援助等の概要の欄の指定管理の項目の金額は、県が指定管理者と締結した管理運営に関する協定に基づいて平成27年度に支出した委託料であり、指名指定管理者の場合は精算後の額である。

注5 財政的援助等の概要の欄の補助金等の金額は、県が平成27年度に支出した補助金等（貸付金を除く。）及び県からの貸付金の平成27年度末の残高の合計額である。

注6 財政的援助等の概要の欄の出資比率の数値は、小数点第2位以下を切り捨てている。

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

イ 地域振興部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
一般社団法人鳥取県バス協会	平成28年10月20日 (書面監査)	補助金等	10,749,472円
公立大学法人公立鳥取環境大学	平成28年11月21日	出資金額	4,168,415,000円
		出資比率	50.0%
		補助金等	493,079,620円
公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館 〔指定管理施設〕 ・童謡館(指名)	平成28年11月7日	出資金額	12,000,000円
		出資比率	50.0%
		指定管理	73,204,778円
公益財団法人鳥取県体育協会 〔指定管理施設〕 ・布勢総合運動公園(指名) ・倉吉体育文化会館 ・米子屋内プール (H27.10.31まで) ・武道館(指名) ・米子産業体育館 ・鳥取産業体育館・鳥取屋内プール	平成28年11月1日 ～2日	補助金等	2,995,000円
		出資金額	500,000円
		出資比率	42.0%
		指定管理	491,762,818円
			(268,583,590円)
			(43,200,000円)
			(24,966,233円)
			(64,771,995円)
			(28,780,000円)
			(61,461,000円)
	補助金等	313,744,576円	
株式会社S C鳥取	平成28年11月25日 (書面監査)	補助金等	13,575,680円
鳥取県セーリング連盟	平成28年11月22日 (書面監査)	補助金等	13,599,360円
鳥取市東京オリ・パラキャン プ実施委員会	平成28年11月21日	補助金等	13,575,000円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 一般入試地方会場出張者の宿泊ホテル及び交通機関の予約業務に係る委託契約について、予定価格を決定しておらず、契約書も作成していなかった。

(公立大学法人公立鳥取環境大学：所管課 教育・学術振興課)

ウ 観光交流局所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
公益財団法人とっとりコンベンションビューロー 〔指定管理施設〕 ・米子コンベンションセンター（指名）	平成28年11月15日	出資金額	500,000,000円
		出資比率	51.4%
		指定管理	111,811,527円
		補助金等	51,371,235円
公益財団法人鳥取県国際交流財団	平成28年11月9日	出資金額	500,320,000円
		出資比率	79.3%
		補助金等	45,382,016円
一般財団法人因幡街道ふるさと振興財団	平成28年11月7日	出資金額	10,000,000円
		出資比率	38.3%
		補助金等	350,000円
北栄町まんがのまちづくり企画実行委員会	平成28年12月9日 (書面監査)	補助金等	7,884,004円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- コナン通りブロンズ像設置工事外1件について、工事の年度内完成が見込めなくなったにもかかわらず、予算の繰越手続を行わず、変更契約を行って補助事業を年度ごとに分割していた。

(北栄町まんがのまちづくり企画実行委員会：所管課 まんが王国官房)

- 「まんが王国とっとり」国家戦略プロジェクト推進補助金について、補助事業の実施に伴う収入を補助対象経費から控除していなかった。

(北栄町まんがのまちづくり企画実行委員会：所管課 まんが王国官房)

エ 福祉保健部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
社会福祉法人れしーぶ	平成28年10月31日 (書面監査)	補助金等	15,353,000円
学校法人愛真幼稚園	平成28年11月14日 (書面監査)	補助金等	27,843,000円
特定非営利活動法人智頭町森のようちえんまるたんぼう	平成28年11月7日	補助金等	6,747,800円
公益財団法人鳥取県臓器・アイバンク	平成28年11月15日	出資金額	52,640,000円
		出資比率	59.3%
		補助金等	14,934,311円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

オ 生活環境部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
温泉ライダーin三朝温泉実行委員会	平成28年11月16日 (書面監査)	補助金等	6,854,000円
公益財団法人鳥取県環境管理事業センター	平成28年11月2日	出資金額	6,802,536円
		出資比率	34.0%
		補助金等	119,239,147円
一般財団法人鳥取県観光事業団・株式会社チュウブ共同企業体 〔指定管理施設〕 ・東郷湖羽合臨海公園(引地地区を除く。)	平成28年11月1日	指定管理	119,726,000円
公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター	平成28年11月9日	出資金額	2,000,000円
		出資比率	44.2%
		補助金等	15,589,256円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

カ 商工労働部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
智頭石油株式会社	平成28年10月25日 (書面監査)	補助金等	18,757,000円
シャープ米子株式会社	平成28年11月2日	補助金等	1,000,000,000円
弓ヶ浜水産株式会社	平成28年11月15日	補助金等	449,355,135円
有限会社クレイド	平成28年11月15日	補助金等	18,435,123円
株式会社ジャパンディスプレイ	平成28年11月16日 (書面監査)	補助金等	1,000,000,000円
WELLCOM YONAGO株式会社	平成28年11月25日 (書面監査)	補助金等	134,949,000円
公益財団法人鳥取県産業振興機構 〔指定管理施設〕 ・とっとりバイオフィロンティア(指名)	平成28年11月21日	出資金額	15,000,000円
		出資比率	51.7%
		指定管理	98,900,961円
		補助金等	8,181,194,208円
一般社団法人鳥取県トラック協会	平成28年11月21日	補助金等	98,104,775円
公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構	平成28年11月9日	出資金額	1,000,000円
		出資比率	50.0%

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 次世代・地域資源産業育成事業助成金について、実績報告書の受理が遅延しているものがあった。

(公益財団法人鳥取県産業振興機構：所管課 産業振興課)

- 地域中小企業・小規模事業者U I Jターン人材確保等支援事業(若者向け)に係る委託契約について、財源として国庫補助金の交付決定を受けたにもかかわらず、機構の事務処理の遅延のため国庫補助金の交付を受けることができず、機構の自己財源を充当していた。

(公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構：所管課 雇用人材局就業支援課)

キ 農林水産部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
一般社団法人鳥取県果実生産出荷安定基金協会	平成28年11月7日	出資金額	7,500,000円
		出資比率	25.0%
		補助金等	10,517,286円
大山乳業農業協同組合	平成28年11月15日	補助金等	39,410,133円
公益社団法人鳥取県畜産推進機構	平成28年11月7日 (書面監査)	補助金等	55,582,184円
鳥取県漁業信用基金協会	平成28年11月7日	出資金額	255,450,000円
		出資比率	35.1%
智頭町森林組合	平成28年11月9日 (書面監査)	補助金等	190,134,189円
用瀬運送有限公司	平成28年11月9日 (書面監査)	補助金等	16,272,621円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

ク 中部総合事務所所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
久米ヶ原土地改良区	平成28年11月25日 (書面監査)	補助金等	14,374,152円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項はなかった。

ケ 西部総合事務所所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
一般社団法人大山観光局 〔指定管理施設〕	平成28年11月15日	指定管理	31,638,857円
・大山駐車場(指名)			(0円)
・大山自然歴史館			(31,638,857円)

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

コ 教育委員会所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
公益財団法人鳥取県教育文化財団 〔指定管理施設〕 ・生涯学習センター	平成28年11月7日	出資金額	100,000円
		出資比率	100%
		指定管理	86,419,000円
第35回近畿高等学校総合文化祭鳥取県実行委員会	平成28年3月29日 (書面監査)	補助金等	43,011,712円
公益財団法人鳥取県育英会	平成28年11月9日	補助金等	22,950,067円
宗教法人神崎神社	平成28年11月16日 (書面監査)	補助金等	12,522,000円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

第2 監査意見

1 総務部、地域振興部、観光交流局、生活環境部、商工労働部、農林水産部 補助金等事務について

補助金等は、民間団体等が行う公益性が認められる事業や活動等に交付し、行政目的を効果的かつ効率的に達成するうえで重要な役割を担っているところであるが、これらは公金で賄われていることに十分に留意し適切に執行する必要がある。

(1) 総務部、地域振興部、商工労働部、農林水産部 補助金等交付要綱の適切な作成について

(財政課、人権局人権・同和対策課、交通政策課、スポーツ課、立地戦略課、
通商物流課、農業振興戦略監畜産課)

鳥取県運輸事業振興助成事業補助金（一般社団法人鳥取県バス協会分）においては、補助金の一部が補助事業者から間接補助事業者へ交付されているが、当補助金交付要綱には間接補助事業についての規定がなかった。また、当該補助金及び和牛改良推進基金事業補助金では、交付要綱に補助対象経費として事業名等のみを記載し、費目等は明記していなかった。

鳥取県人権文化センター調査研究事業（同和問題）補助金では、補助事業者が図書資料の作成と販売を行い直接的な収益を得ているが、当該収益分を補助対象経費より控除しておらず、交付要綱にもそれを規定していなかった。

スポーツによる情報発信・地域おこし支援事業補助金では、補助事業者による自社の広告媒体（ちらし）への掲載に係る費用を補助対象経費としていた。

企業立地事業補助金では、共同申請を行っていない補助事業者の親会社が補助事業による取得財産を保有していたほか、補助事業による資産購入に際し、支払代行会社との別途契約による代金の早期支払による割引相当分を補助対象経費としていた。また、企業立地事業環境整備補助金では、関連企業との契約による内部利益を補助対象経費から控除していた。企業立地関係の補助金に係るこれらの取扱いについては、鳥取県企業立地等事業助成条例や同条例施行要綱、関係要綱において直接的な規定がなく、ほかに取扱いを定めたものも見受けられなかった。

補助金の執行に当たっては、適正性はもとより、有効性や透明性、公平性等も担保することが必要で、補助金等交付要綱等において、補助対象経費等できるだけ具体的に示し、事業の執行に当たり県と補助事業者間の認識等に差異が生じないように努めることが必要である。

については、県補助金等交付規則や「補助金等に係る手続の簡素化と事務の適正処理について」（平成11年3月財政課長通知）の通知等も踏まえ、補助事業の目的、内容に応じ、補助対象経費の明確化と補助事業に伴う収益や関連会社等からの調達に係る利益の控除の考え方等も補助金等交付要綱等に適切に反映されたい。

(2) 総務部、地域振興部、観光交流局、生活環境部

補助金等事務の適正な執行について

(財政課、スポーツ課、まんが王国官房、環境立県推進課)

有限会社クレイドでは、補助事業と団体独自の事業とを区分して経理を行っていなかったことから、概算払により補助金を受領しているにもかかわらず、年度末に補助対象経費の支払いを団体役員が立替払いしている状況が見受けられた。

北栄町まんがのまちづくり企画実行委員会や鳥取県セーリング連盟では、補助金により備品等の購入を行っているが、財産台帳等を整備していなかった。

また、一部の補助金等交付団体においては、経理に係る規程等の整備や契約書の作成、予定価格の決定等を行っていなかった。

補助事業の執行に当たっては、事務手続の簡素化や事業の効率的な運用等、補助事業の仕組み、金額の多寡等に応じ個別の配慮が必要とは考えるものの、基本的には経理事務の誤りや不正の防止等の適正性や経済性等を確保するため、補助事業と団体独自の事業の経理を明確に区分することや契約書の作成、予定価格の決定、財産台帳の整備、また、これらを含む規程等の整備を行うこと等が必要である。

については、補助金がより適正に執行されるよう、補助金等交付団体に対し、経理規程の整備等、必要に応じて指導を行われたい。

2 総務部、生活環境部

鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区を除く。）の管理について

（行財政改革局業務効率推進課、緑豊かな自然課）

鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区を除く。）は、県民の心身の健康増進を図ることを目的として設置されている公の施設で、現在は指定管理者である一般財団法人鳥取県観光事業団・株式会社チュウブ共同企業体が管理を行っている。

当公園では施設の老朽化等に伴い、安全施設であるフェンス等の工作物等に破損や腐食が生じており、さらに、昨年10月に発生した鳥取県中部地震により吊り橋の亀裂や遊歩道の階段の陥没等新たな被害が発生したことから、指定管理者においては危険箇所をロープによる立入禁止等の表示を行う等の措置を行っている。

現在、所管課では公園施設長寿命化計画策定事業により、公園地内のすべての施設について点検を実施し、今後の計画的な施設整備を行うための基礎資料をまとめているところではあるが、水辺にある公園という立地環境も考慮すると、人身事故等の発生防止に向けた対応は急務であると考えます。

については、指定管理者と連携して施設の点検結果の確認を行うとともに、危険箇所等の改善に向けて優先度を判断したうえで、安全対策を講じ、誰もが安心・安全に利用できるよう施設の計画的な維持管理を図られたい。

一方、本年度、ワールドトレイルズカンファレンス鳥取大会開催において大会関係者による現場見地の際に、当大会コース沿いに草刈り等の整備がなされていない荒れ地を確認した。その後、当区域は指定管理者が管理すべき当公園地内と判明したが、この時点まで指定管理者にはその認識がなかった。

また、この区域以外にも、その都度、県に確認を行い対応を行っているものの、指定管理者が管理すべき区域を正確に把握していない箇所があった。

については、指定管理者と共に早急に管理区域の確認を行われたい。

また、他の指定管理施設においても適切な管理を行うため、公の施設の管理を指定管理者に委任している所管課に対し、必要に応じて管理区域等管理条件の確認を行う等、適切な運営に努められるよう指導されたい。

参 考

(参考1)

平成27年度決算に係る財政的援助団体等監査の実施団体一覧

番号	監査実施団体名	財政的援助等の区分			監査実施日	所管部局等
		出資	指定	補助		
1	(公社)鳥取県人権文化センター		○	○	H28.11.7	総務部 人権局人権・同和対策課
2	(一社)鳥取県バス協会			○	H28.10.20	地域振興部 交通政策課
3	(公大)公立鳥取環境大学	○		○	H28.11.21	地域振興部 教育・学術振興課
4	(公財)鳥取童謡・おもちゃ館	○	○	○	H28.11.7	地域振興部 文化政策課
5	(公財)鳥取県体育協会	○	○	○	H28.11.1 ~11.2	地域振興部 スポーツ課、 生活環境部 緑豊かな自然課
6	(株)SC鳥取			○	H28.11.25	地域振興部 スポーツ課
7	鳥取県セーリング連盟			○	H28.11.22	地域振興部 スポーツ課
8	鳥取市東京オリ・パラキャンプ実施委員会			○	H28.11.21	地域振興部 スポーツ課
9	(公財)とっとりコンベンションビューロー	○	○	○	H28.11.15	観光交流局 観光戦略課、 地域振興部 文化政策課
10	(一財)因幡街道ふるさと振興財団	○		○	H28.11.7	観光交流局 交流推進課
11	(公財)鳥取県国際交流財団	○		○	H28.11.9	観光交流局 交流推進課
12	北栄町まんがのまちづくり企画実行委員会			○	H28.12.9	観光交流局 まんが王国官房
13	(社福)れしーぶ			○	H28.10.31	福祉保健部 長寿社会課
14	(学)愛真幼稚園			○	H28.11.14	福祉保健部 子育て王国推進局子育て応援課
15	(特非)智頭町森のようちえんまるたんぼう			○	H28.11.7	福祉保健部 子育て王国推進局子育て応援課、 元気づくり総本部 東部振興監東部振興課
16	(公財)鳥取県臓器・アイバンク	○		○	H28.11.15	福祉保健部 健康医療局医療政策課
17	温泉ライダーin三朝温泉実行委員会			○	H28.11.16	生活環境部 環境立県推進課
18	(公財)鳥取県環境管理事業センター	○		○	H28.11.2	生活環境部 循環型社会推進課
19	(一財)鳥取県観光事業団・(株)チュウブ共同企業体		○		H28.11.1	生活環境部 緑豊かな自然課
20	(公財)鳥取県生活衛生営業指導センター	○		○	H28.11.9	生活環境部 暮らしの安心局暮らしの安心推進課
21	智頭石油(株)			○	H28.10.25	商工労働部 商工政策課
22	シャープ米子(株)			○	H28.11.2	商工労働部 立地戦略課
23	弓ヶ浜水産(株)			○	H28.11.15	商工労働部 立地戦略課、 生活環境部 暮らしの安心局暮らしの安心推進課、 農林水産部 水産振興局水産課
24	(有)クレイド			○	H28.11.15	商工労働部 立地戦略課、産業振興課、市場開拓 局販路拡大・輸出促進課、 観光交流局 まんが王国官房
25	(株)ジャパンディスプレイ			○	H28.11.16	商工労働部 立地戦略課
26	WELLCOM YONAGO(株)			○	H28.11.25	商工労働部 立地戦略課
27	(公財)鳥取県産業振興機構	○	○	○	H28.11.21	商工労働部 産業振興課、通商物流課、市場開拓 局食のみやこ推進課
28	(一社)鳥取県トラック協会			○	H28.11.21	商工労働部 通商物流課
29	(公財)ふるさと鳥取県定住機構	○			H28.11.9	商工労働部 雇用人材局就業支援課
30	(一社)鳥取県果実生産出荷安定基金協会	○		○	H28.11.7	農林水産部 農業振興戦略監生産振興課
31	大山乳業農業協同組合			○	H28.11.15	農林水産部 農業振興戦略監畜産課
32	(公財)鳥取県畜産推進機構			○	H28.11.7	農林水産部 農業振興戦略監畜産課
33	鳥取県漁業信用基金協会	○			H28.11.7	農林水産部 水産振興局水産課
34	智頭町森林組合			○	H28.11.9	農林水産部 東部農林事務所八頭事務所
35	用瀬運送(有)			○	H28.11.9	農林水産部 東部農林事務所八頭事務所
36	久米ヶ原土地改良区			○	H28.11.25	中部総合事務所 農林局
37	(一社)大山観光局		○		H28.11.15	西部総合事務所 地域振興局、生活環境局
38	(公財)鳥取県教育文化財団	○	○		H28.11.7	教育委員会 教育総務課、社会教育課
39	第35回近畿高等学校総合文化祭鳥取県実行委員会			○	H28.3.29	教育委員会 高等学校課
40	(公財)鳥取県育英会			○	H28.11.9	教育委員会 人権教育課
41	(宗)神崎神社			○	H28.11.16	教育委員会 文化財課

注 (公社)は公益社団法人を、(一社)は一般社団法人を、(公大)は公立大学法人を、(公財)は公益財団法人を、(株)は株式会社を、(一財)は一般財団法人を、(社福)は社会福祉法人を、(学)は学校法人を、(特非)は特定非営利活動法人を、(有)は有限会社を、(宗)は宗教法人を表している。

(参考2)

平成27年度決算に係る財政的援助団体等監査の処置の概要

1 処置の件数

(単位：件、(団体))

区 分	指 摘	注 意	合 計	監査実施団体数
平成27年度決算に係る監査結果	5(4)	70(29)	75(29)	41
平成26年度決算に係る監査結果	3(3)	62(25)	65(27)	50
平成25年度決算に係る監査結果	2(2)	59(19)	61(21)	50
平成24年度決算に係る監査結果	2(2)	40(18)	42(18)	50
平成23年度決算に係る監査結果	3(3)	56(25)	59(25)	40

(注) 合計欄の()の団体数は指摘又は注意に該当する団体数であり、重複分を除いているため合計団体数とはならない。

2 処置の事項別内訳

区 分	平成27年度決算に係る監査結果 (件)			平成26年度決算に係る監査結果 (件)			平成25年度決算に係る監査結果 (件)		
	指摘	注意	合計	指摘	注意	合計	指摘	注意	合計
予 算	2	2	4	0	1	1	0	6	6
収 入	0	2	2	0	2	2	0	4	4
支 出	0	9	9	0	4	4	0	2	2
契 約	1	21	22	0	31	31	0	21	21
補 助 金	2	9	11	3	10	13	2	6	8
工 事	0	0	0	0	2	2	0	0	0
財 産	0	12	12	0	6	6	0	10	10
そ の 他	0	15	15	0	6	6	0	10	10
合 計	5	70	75	3	62	65	2	59	61

3 指摘事項(5件)の内訳

区 分	件数	事 由	団 体 名
予 算	2	国庫補助金の未受理で自己財源使用	公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構
		予算の繰越し未処理	北栄町まんがのまちづくり企画実行委員会
契 約	1	予定価格の未決定及び契約書の未作成	公立大学法人公立鳥取環境大学
補 助 金	2	補助金実績報告書の受理の遅延	公益財団法人鳥取県産業振興機構
		補助金の実績報告額誤り	北栄町まんがのまちづくり企画実行委員会
合 計	5		4団体

4 注意事項(70件)の内訳

区 分	件数	事 由
予 算	2	予算を超えての執行、債務負担行為の不適正
収 入	2	現金出納帳の未整備、記載誤り
支 出	9	支払手続きの不備、旅費支出額の誤り 等
契 約	21	契約書の未作成、免除理由のない契約保証金の免除、検査調書の未作成等
補 助 金	9	実績報告書の金額等誤り、実績報告書の提出遅延、要綱の不備(所管課への処置) 等
財 産	12	物品取得手続きの誤り、財産管理の不適正、物品の現物未確認 等
そ の 他	15	勘定科目の未規定、理事会議事録未作成 等
合 計	70	

(参考3)

指摘の具体的基準について

1 財政的援助団体等監査における指摘の具体的基準について

- (1) 財政的援助団体等監査における処置(指摘及び注意)は、鳥取県監査基準(下記2)により行っている。
- (2) 指摘の具体的基準は、定期監査に係る監査処置基準の運用指針(下記3)に準じて行っている。
- (3) 処置は、主に財政的援助団体の事務が当該団体の会計規程、県補助金交付要綱、指定管理協定書に適合しているかどうかを基準としている。
 なお、処置は、前年度の処置に対する改善状況等を考慮して行っているため、監査処置基準の運用指針と異なることもある。

2 鳥取県監査基準(抜粋)

別表第4(第10条関係)

監査処置基準

処置区分	処置の事案	処置の内容
指摘	1 法令(条例、規則その他の規程を含む。以下、同じ。)に違反したものの又は不当なもので、重大なもの 2 著しく妥当性を欠くもの 3 著しく不経済又は非効率なもの	1 法に基づく報告及び公表をする。 2 報道機関等に内容を公開する。 3 代表監査委員は、部局長及び監査実施機関の長に対し、文書で今後適切な取扱い又は改善を行うよう通知し、必要に応じその処理方針について回答を求める。
注意	指摘に至らない比較的軽易なもの	代表監査委員は、部局長及び監査実施機関の長に対し、文書で是正を求め又は注意を喚起する。

備考 上記の処置区分による処置が適当でないとき、その他の処置をすることができる。

3 監査処置基準の運用指針(抜粋)

区分	項目	指摘の具体的基準
1 予算	○予算事務の不適正	○予算財源の内容が不適當なもの 重大なもの ○予算の繰越しの未処理
4 契約	○予定価格及び契約書の不適正	○予定価格の未決定、契約書の作成手続きの不適正 100万円以上の契約
5 補助金等	○補助金等の交付事務の不適正	○他団体からの実績報告書の受理の遅延 6ヶ月以上のもの ○実績報告書の内容が不適當なもの 重大なもの